

役員の報酬等の支給基準（平成27年11月30日 総会決議）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人東京労働基準協会連合会定款第26条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定める。

（定義等）

第2条 この規程における役員は、理事及び監事をいう。

（報酬の種類）

第3条 報酬は、俸給、旅費・通勤手当とする。

2 報酬は常勤役員に支給するものとし、非常勤役員には支給しない。

（俸給）

第4条 俸給は次のとおり定める額とする。

（1）専務理事 625,000円以内（月額）

（2）常務理事 625,000円以内（月額）

2 旅費・通勤手当は実費とする。

（賞与）

第5条 役員には賞与を支給しない。

（退職金）

第5条 役員には退職金を支給しない。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

（施行期日）

1 この規程は、定款附則第1条の登記の日（平成28年4月1日）から施行する。